

放課後等デイサービス サイン

ご利用のしおり



Since 2013 . 09 . 01

株式会社 AHサポート
放課後等デイサービス サイン
〒253-0071

茅ヶ崎市萩園 1270-205

T e l / F a x 0467-91-0163

e-mail houkago-sign@jcom.home.ne.jp

子供たちからのサインを見逃さない



当たり前の事かもしれません・・・

私は子供たちの為に当たり前の事を当たり前に行える、そして、子供たちと喜び、楽しみを共有し、日々生活していく中でゆっくりでも一步一步成長していける施設を目標とし放課後等デイサービス『サイン』を開設いたしました。

お子さま、保護者の皆様に安心してご利用していただける様努力してまいります。

株式会社AHサポート

代表 浅井 雄喜

① 目的



**預かるだけではなく、楽しみや目標のある療育をすること。
支援の中心は、子ども達。
主役である個々の子ども達のもつ強み(できること)を活かしながら、
ニーズや課題に取り組めるよう、支援をしていきます。**

放課後等デイサービスは、障がいのある（療育が必要と認められる）子どもたちの学齢期における支援の充実のため創設されました。障がいのある子どもたちに対し、放課後や長期休暇中における療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)であるとともに、放課後等の居場所の提供をします。

放課後に友人との遊びを通して社会性や人間性を培っていくことは非常に大事です。

どのようにしたら放課後を有意義に過ごす事ができるのか・・・。

私たち“サイン”では、そんな保護者の思いやニーズに対して、子ども達をとりまく環境を整えていくことも含む『療育』を行っていきます。

放課後の時間を有意義に活かした活動为目标に、体力づくりや社会性を身につける療育を行い、そして、子ども達の心の安定などを図り、様々な経験を通して将来への道づくりができるように努めていきます。

また、保護者の方々においても、心身ともに安らげる時間が持てることを目標としています。

保護者同士のコミュニケーションの場としてもサポートさせていただきたいと思っています。

子ども達一人ひとりが主役です。私たち“サイン”の職員と保護者の方々そして、地域との連携が輪となり、協力が図れることで、子ども達が安心して主体的に生活していくことができると信じています。

たくさんの笑顔と意欲が引き出せるような支援をしていけたらと考えます。

②サインの特色

〔 個々の能力にあった運動プログラムによる支援でバランス感覚を養おう！ 〕

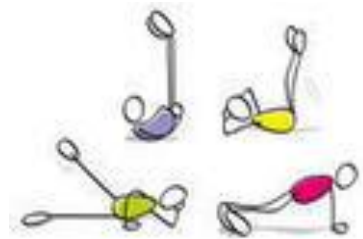
アスレチックトレーナーの作成する利用児童への運動メニューを組み込み、バランス感覚を養います。

⇒ 例) 転びやすく、ケガが多い子

:ケガはしたくない。だから、転ばないような体力づくりをしたい。

例) 身体を動かす機会が少ない子

:持久力、耐久性が低下ぎみ。だから、楽しみながら身体を動かし、体力をつけたい。



〔 生きていくための力(社会適応力)を養おう！ 〕

日常生活の動作や集団の中での関わりを通して、ソーシャルスキルをUPさせていきます。(SST: ソーシャルスキルトレーニング)

☆自分の気持ちや考えや用件をうまく相手に伝える方法や、すべき動作の過程を学び、達成する喜びを味わい、社会で生きていくための適応能力を身につけます。

⇒ 例) 友だちに物を借りたいけど、言えない。

: 受け答えが出来るように、ロールプレイで反復練習をし、体感することで言葉が出せるようになる。

例) 語彙を増やし、想像力を高めたい。

: クイズ形式で「言葉さがし」「感情あて」などをし、状況に則した言葉や感情の表現ができるようになる。



③サポート内容

(1) 日常生活訓練 : 日常生活の基本的動作取得の支援をします。

(2) 集団適応訓練 : 集団生活への適応力習得の支援をします。

(3) 機能訓練 : 心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の向上を図るための訓練

*アスレチックトレーナー監修の運動個別支援 (バランス感覚・体力づくり)



(4) その他の取組み

* 体育館活動

: トレーナーチーム主導でのダイナミックな運動プログラムの実施。

* ヨガ : トレーナーにより、体幹・バランス・柔軟性を育みます。

* リズミック : 音楽に合わせてグループで歩行やダンスをすることで波長合わせや意識付けをします。

* ことば遊び : 発語や口角運動を促します。

* 外遊び : 近隣の公共施設を利用 (公園・図書館など)

* 積み木 : 積み木を重ねることでの創造力とバランス感覚を養う知育をします。

* 創作活動 : 手先を使う作業をすることを通して、作品をみんなで作る楽しさや達成感を味わいます。

* 学習 : 本人のレベルに合わせて、
運筆・マッチング・算数・国語・書写等を行っています。

* 読書、読み聞かせ

* 買い物体験 * おやつ作り/調理体験

* 就労体験 (長期の休みなどで実施)

* グループワーク (SST 的な支援)

⇒ 課題に対して意見を出し合っただの話し合い。

行動・作業手順や課題に対しての疑似体験をします。



(5) 送迎



利用の際には、各学校まで迎えに行き、利用後は各家庭まで送ることが基本となります。

④利用人数



1日の利用定員は10名です。
(利用希望が集中日については、こちらで調整させていただきます。)

⑤利用時間



- (1) 月曜日から金曜日まで : 14:00 ~ 18:00
- (2) 土曜・祝日・長期休暇等 : 10:00 ~ 16:30

※ 日曜日と事業所が定めた夏季・年末年始休暇を除く。

⑥感染症などについて

学校出席停止となる感染症にかかった場合は、当施設を利用できません。
(発症した場合、ご連絡をお願いいたします。)



⑦インフルエンザ等による学級閉鎖等の場合

利用児童が所属する学級、学年、学校等が閉鎖された場合も原則ご利用を控えていただきます。



⑧利用者負担額について

(1) 利用者負担額

*放課後等デイサービス利用1回あたり市町村（保険者）が定めた負担上限額の範囲内において原則1割とします。

(2) 利用者実費負担額

*創作活動材料費、事業所外活動費（交通費や外出参加・入場料等）、

*利用者負担が適切とされる日用品費

*おやつ代（100円/回）

などの実費負担について、月毎の合計金額とします。



⑨契約について

(1) 契約期間の最長年月日は、高等学校卒業年度の3月末日までの教育機関在籍期間中とします。（随時、ご相談ください）

(2) 契約後に、受給者証の支給決定期間等の更新の他、内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡いただくようお願いします。

更新・変更内容を確認の上、『更新・変更覚書』に署名、捺印をいただきます。



Handshake and communication

⑩災害発生時の対応について



災害が発生、または発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

* 災害発生時に限り、当日の欠席連絡も対応いたします。

(1) 地震の場合

地震	サイン利用中	在宅時	在校時
警戒宣言が発令された場合 又は 震度5強以上の地震が発生した場合	避難行動の後、直ちに保護者（または代理人）へ連絡をし、 迎えに来ていただきます。	当施設は、お休みいたします。	当施設は、お休みいたします。 *学校から当施設への引き取りはいたしません。

(2) 台風・大雪などの場合

台風・大雪など	サインの対応
学校が休校になった場合	当施設はお休みいたします。
学校が授業途中で休校となった場合	天候の状況に応じて、次の通り対応いたします。 ア) 学校が保護者（代理人）に迎えに来てもらうと判断した場合 ⇒当施設はお休みいたします。 イ) 学校が児童を下校させると判断した場合 ⇒当施設は、保護者の方からの連絡に従います。 *連絡が無かった場合は、児童の安全を考慮ご自宅に帰られたものと判断いたします。
学校が通常通り授業を行った場合	当施設は、活動を行います。 *ただし、その後の天候の状況に応じては緊急連絡をし、早めにご自宅までお送りします。 *気象庁の警報により、こちらの判断で活動をお休みする場合は、一斉メールにてご連絡いたします。
学校が休みの場合（夏休みなど）	天候の状況により、当施設で判断いたします。 ア) 当施設がお休みする場合、9:30 までに一斉メールにてご連絡いたします。 イ) 当施設が活動を行った場合も、状況に応じ、早めにお送りする場合があります。 *当日、欠席を希望される場合は、9:30 までにご連絡をお願いいたします。

***その他、不測の事態が発生した時には、一斉メールにてご連絡いたします。**

⑪その他

*心身の状態（特にパニック状態）に応じた支援をする際に、『個の環境』を提供しなければならない場合があります。

※必要な支援としてご理解願います。

*サービスについてのご意見、ご要望、ご相談などは、下記までお寄せください。

[代表取締役] 浅井 雄喜

[管理者/児童発達支援管理責任者] 廣澤 香織

[連絡先] Tel/Fax 0467-91-0163
e-mail houkago-sign@j.com.home.ne.jp

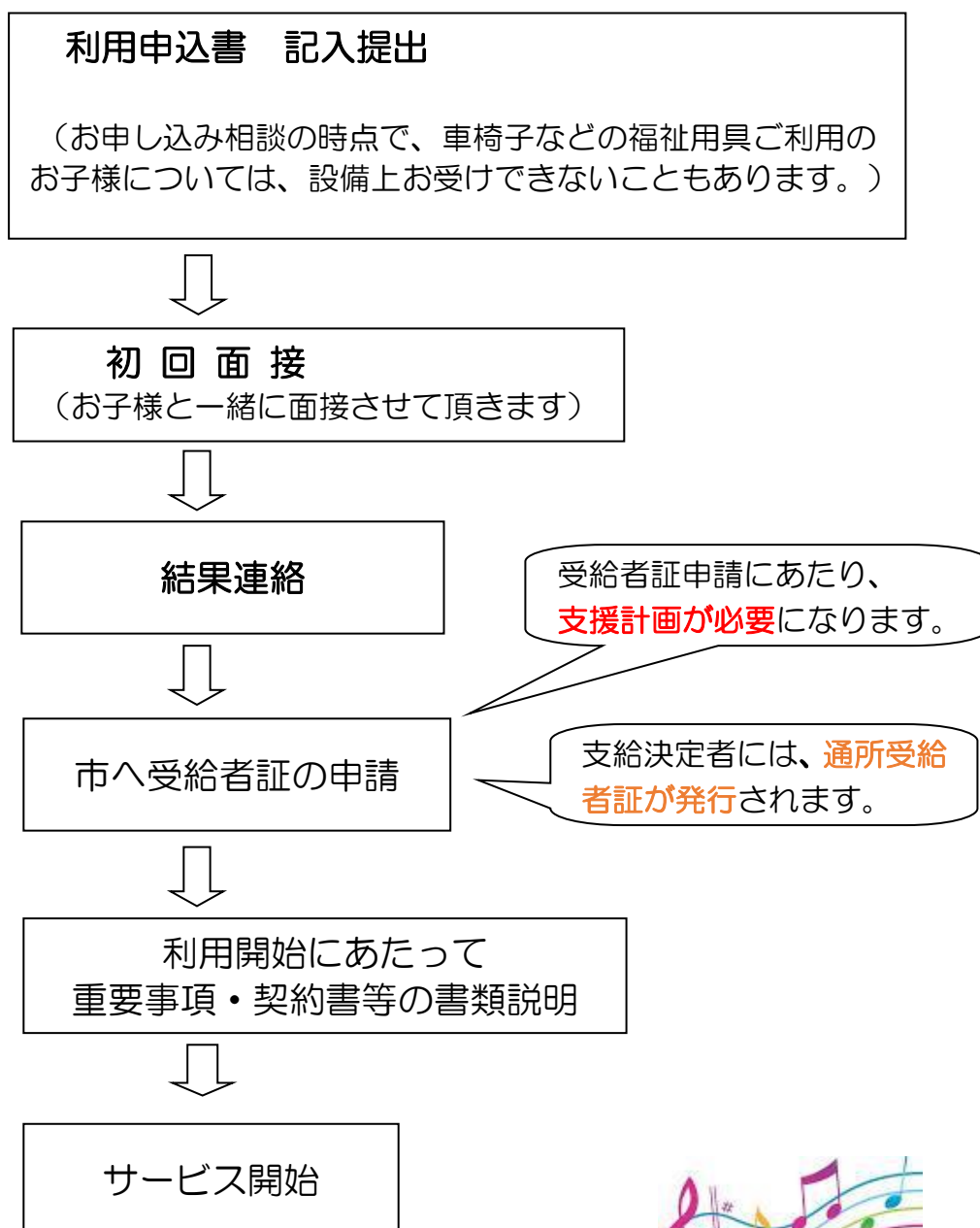


* ご利用までの流れ *

ご利用対象者：

- * 身体に障害のある児童 * 知的障害のある児童
- * 精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）
『発達障害』⇔自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって
その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定め
るもの。
- * 障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾患（130 疾患）に該当する
難病等の方

**障害認定（手帳の交付）を受けていない方でも
通所受給者証の交付を受けた児童であれば利用できます。**



＊ ＊ 支援計画書について ＊ ＊

平成 27 年 4 月より、放課後等デイサービスをご利用になる場合には、支援計画書の作成が必要になります（義務）。

■ 支援計画書って・・・？

ご本人や保護者が事業所をどのように利用したいのか、どのような療育を望んでいるのかをまとめた書類です。

複数の事業所を利用される方もいるので、利用の仕方や状況の共有という意味でも大事な役割がある書類です。

その他、一週間の生活のリズムを把握することもできます。

■ どのようにして作成するの・・・？

次の2つの方法があります。

① 相談支援事業所に依頼する

★相談員が、ご本人や家族の状況やニーズ（希望）をふまえて作成します。

また、支援に沿ったサービスが提供されるために、支援機関と連絡調整をします。

★計画に沿ったサービスが本人に効果的に提供されているか定期的に確認し、必要に応じて計画を見直ししていきます。

② 保護者が作成する（セルフケアプラン）

事業所名（所在地）	連絡先
障害者生活支援センター（新栄町）	85-5520
生活相談室 とれいん（元町）	84-0562
地域生活支援センター 元町の家（元町）	82-1685
相談支援センター つみき（松が丘）	84-5220
よろず相談室 結（香川）	86-5363
児童発達支援センター うーたん（今宿）	87-3839
トムトム相談室	84-8446
寒川町	
生活相談室 すまいる（寒川）	72-0175
相談支援事業所 ゆいっと（寒川）	39-5537